

屋外広告物のしおり

(質疑応答編)

- ※ この質疑応答集は、過去の判断例などを元に参考として掲載するものです。
実際の屋外広告物の態様は千差万別であり、必ずしも本質疑応答集のとおり判断されるものではありません。
許可にあたっては許可権者が個別に判断を行いますので、申請前に許可権者である各市町へご相談ください。

令和5年3月現在

山口県土木建築部都市計画課

目 次

< 1 屋外広告物の定義 >

- 問1-1. 屋外広告物とはどのようなものか。 1
- 問1-2. 屋外広告物にはどのような種類があるのか。 1
- 問1-3. 屋外で配布するピラやチラシも屋外広告物となるか。 2
- 問1-4. 1日のうち、営業時間中のみ表示・掲出している場合等でも、一定の期間
継続して表示されるものとして屋外広告物となるか。 2
- 問1-5. 屋内の窓ガラスにシール等を貼って屋外に向けて表示するものは屋外広告
物となるか。 2
- 問1-6. 建物が閉鎖的な中庭を有しており、中庭に向かって建物外に表示する広告
物も屋外広告物となるか。 2
- 問1-7. 建物の構造上、扉等を設けず、歩道等から直接建物内へ誘導する通路を有
する場合、当該通路に表示する広告物は屋外広告物となるか。 3
- 問1-8. 音楽や音声等の音による宣伝は屋外広告物となるか。 3
- 問1-9. 建物等のライトアップやレーザー光線による照明は屋外広告物となるか。
. 3
- 問1-10. 建物等の外側に写真や絵画を表示する場合、当該写真や絵画は屋外広告
物となるか。 3
- 問1-11. 外壁の仕上げとしての模様や建物の壁面に着色されただけの模様は屋外
広告物となるか。 4

< 2 屋外広告物の許可申請手続き >

- 問2-1. 屋外広告物を表示・設置する時は、どのようなものでも許可が必要なのか。
. 5
- 問2-2. 季節的な風習や地域のお祭り等の際の装飾にも許可が必要か。 5

- 問2-3. 禁止地域とされている「病院」とはどのようなものか。・・・5
- 問2-4. 禁止地域及び許可地域のうち道路・鉄道区間に記載されている「道路（線路）に接続する家屋連たん10戸以上の区間」とはなにか。・・・6
- 問2-5. 規制対象の道路・線路の区間から展望できる地域が規制対象地域となるが、当該道路・線路から直接目視できない広告物も規制対象となるのか。・・・6
- 問2-6. 国及び地方公共団体（以下「国等」という）以外の者が、国等が作成した広告物を表示・掲出する場合、内容を問わず、適用除外広告物としてよいか。・・・7
- 問2-7. 公の施設の指定管理者が、屋外広告物を表示・掲出する場合、適用除外広告物としてよいか。・・・7
- 問2-8. 公の施設の愛称の命名権者が、屋外広告物を表示・掲出する場合、適用除外広告物としてよいか。・・・7
- 問2-9. 適用除外広告物のうち、管理用広告物とはどのようなものか。・・・7
- 問2-10. EV充電器に関する屋外広告物は適用除外となるのか。・・・8
- 問2-11. 適用除外広告物のうち、自家用広告物とはどのようなものか。・・・9
- 問2-12. 適用除外広告物のうち、一時的に表示・掲出する広告物とはどのようなものか。・・・9
- 問2-13. 適用除外広告物のうち、移動広告物とはどのようなものか。・・・10
- 問2-14. 広告物が規制地域と規制のない地域にまたがって設置される場合、許可が必要か。・・・10
- 問2-15. 表示内容が未定なため、広告板の表示面を白地や骨組みのまま設置したいが、許可が必要か。・・・10
- 問2-16. 工事現場のフェンスや足場に広告物を表示する場合、許可が必要か。・・・11
- 問2-17. ガソリンスタンドのキャノピーのように、柱のみで壁がない屋根部の下に広告物を表示する場合、許可が必要か。・・・11
- 問2-18. 高速道路のサービスエリアやパーキングエリア内で営業している店舗の看板は許可が必要か。・・・11

- 問2-19. 屋外広告物の許可申請はどのように行えばよいのか。・・・11
- 問2-20. 新規申請や更新申請はいつまでに提出すればよいのか。・・・12
- 問2-21. 屋外広告物の表示・設置の際に、許可申請以外に必要な手続きがあるか。
・・・13
- 問2-22. 許可申請書の申請者は誰か。・・・13
- 問2-23. フランチャイズ展開している店舗の看板の分割申請は可能か。・・・14
- 問2-24. 集合看板の許可申請は誰が行うのか。・・・14
- 問2-25. 同一の敷地に複数の店舗が存在する場合の許可申請はどのようにすればよ
いか。・・・15
- 問2-26. 営業所・事業所等の店舗敷地から分断された敷地に自社の広告物を設置する
場合、許可が必要か。・・・15
- 問2-27. 許可不要の自家用広告物を表示・設置した後で一般広告物を追加した場合、
一般広告物のみ許可を受ければよいか。・・・16
- 問2-28. 自家用広告物を表示等する店舗が閉店し、当該表示等を白塗りした場合、当
該広告物は一般広告物となるのか。・・・16
- 問2-29. 自家用の表示と管理用の表示が分離して設置されている場合はどの部分に
ついて許可が必要となるか。・・・17
- 問2-30. のぼり旗（広告幕及びこれに類するもの）の面積の算定はどのように行うの
か。・・・17
- 問2-31. 屋外広告物の変更・改造許可申請は、どのような場合に必要となるのか。
・・・17
- 問2-32. デジタルサイネージ広告で、複数の広告を表示している場合、そのうちの数
枚を短期間で更新する（スポット広告など）場合も変更許可が必要か。
・・・18
- 問2-33. 既存の看板の形状、面積、色彩を変更せずに、文字の表示内容のみを変更す
る（例えば、商品名を書き換える）場合、変更許可が必要か。・・・18

- 問2-34. 既存の広告物に新たに照明器具を取り付ける場合、変更許可が必要か。
・・・18
- 問2-35. 「まちかど掲示板」のような掲示板に掲示している広告物を張り替える場合でも、その都度変更許可が必要か。・・・18
- 問2-36. ガソリンの価格表示を変更する場合、許可が必要か。・・・18

< 3 屋外広告物の許可基準及び手数料 >

- 問3-1. 屋外広告物の許可基準はどうなっているのか。・・・19
- 問3-2. 許可を受けるための手数料はいくらか。・・・20
- 問3-3. 壁面等に広告物を直接塗装している場合の表示面積はどのように算定するのか。・・・21
- 問3-4. 建物の壁面などに文字を切り抜いて表示（立体文字を貼付）したり、一文字ごとに板面に表示する壁面広告物の面積の算定はどのように行うのか。・・・21
- 問3-5. 答3-3及び答3-4で示された各広告物について、許可地域と規制のない地域にまたがって表示等される場合、許可が必要か。・・・22
- 問3-6. 会社のロゴマークや社章などの面積の算定はどのように行うのか。・・・22
- 問3-7. 立体造形物の面積の算定はどのように行うのか。・・・22
- 問3-8. 建物などの壁面に貼り付けている切り抜き文字や照明器具を内蔵した野立広告板の厚みなども立体的な広告物として出幅や奥行きを面積に算入するのか。
・・・23
- 問3-9. 野立て広告の面積基準30㎡以内とは片面の面積か。それとも裏表両面の合計面積か。・・・23
- 問3-10. 集合看板の面積の算定はどのように行うのか。・・・23
- 問3-11. 野立て広告に懸垂幕を取り付けた場合、面積の算定は野立て広告と懸垂幕それぞれの基準に応じて算定されるのか。・・・23

- 問3-12. 照明器具を取り付けた広告物の高さについては、広告物のみの高さか、それとも照明器具も含んだ高さか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
- 問3-13. キャスター付きのスタンド看板や据え置き型の看板は広告物の許可基準に類型化されていないが、どのような基準で許可されるのか。・・・・・・・・・・24
- 問3-14. 壁面広告の密着するものと密着しないものとの違いは何か。・・・・・・・・24
- 問3-15. ひとつの壁面の考え方は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 問3-16. 屋上広告物の許可基準にある建築物の高さとは、広告物を設置する屋上床面までの高さでよいか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
- 問3-17. 建築物の塔屋の壁面に設置している広告板は、屋上広告物ではなく、壁面広告物でよいか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 問3-18. 手数料の算定はどのように行うのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
- 問3-19. 同一敷地内に複数種類の広告物がある場合の手数料の算定はどのように行うのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 問3-20. 野立て広告や屋上広告物で、広告物が板面全体ではなく、一部に表示されている場合の手数料の算定はどのように行うのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 問3-21. 野立て広告や屋上広告物で、白地となった場合の手数料の算定はどのように行うのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27

< 4 屋外広告物の点検・管理 >

- 問4-1. 点検が必要な屋外広告物の範囲は。・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 問4-2. 点検は誰が行うのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 問4-3. 点検はどのように行えばよいのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・29
- 問4-4. 点検はいつ行えばよいのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
- 問4-5. 点検を行った後は、行政庁に報告書を提出しないとイケないのか。・・・・30

問4-6. 複数の屋外広告物の許可申請をする場合、屋外広告物点検報告書を1枚にすることは可能か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

問4-7. 管理者とは何のために設置するのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

問4-8. 管理者には誰になるのか。また、資格等が必要なのか。・・・・・・・・・・30

問4-9. 管理者と点検者は同一人でないといけないのか。・・・・・・・・・・31

<5 屋外広告業の登録手続き>

問5-1. 屋外広告業の登録とは何か。・・・・・・・・・・・・・・・・・・32

問5-2. 屋外広告業の登録手続きはどのようにすればよいか。・・・・・・・・・・32

問5-3. 業務主任者の資格とは何か。また、どのようにすれば取得できるのか。
・・・・・・・・32

問5-4. 業務主任者とは何をするのか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

< 1 屋外広告物の定義 >

【問 1-1】屋外広告物とはどのようなものか。

【答 1-1】(参照：しおり P 3)

以下の4つの要件を全て満たしているものをいいます。

- (1) 常時又は一定の期間継続して表示されるもの。
 - ・「表示」とは、自立・定着して表示されるものをいい、一定の観念、イメージ等を伝えるものです。(参照：【答 1-3】、【答 1-4】)
- (2) 屋外で表示されるもの。
 - ・「屋外」とは、広告物が建物等の外側にあることをいい、屋内から窓ガラス等を通じて表示されるものは該当しません。
- (3) 公衆に表示されるもの。
 - ・建物等の外側にあっても、例えば、建物で囲まれた中庭に向かって表示されている場合や、駅等の改札口の内側の人に対して表示されている場合は、「公衆に表示」とはいいません。
- (4) 看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。
 - ・その他の工作物等とは「塀・垣(かき)」や自然の「岩石・樹木」等が該当し、これらを利用したものも含まれます。

【問 1-2】屋外広告物にはどのような種類があるのか。

【答 1-2】(参照：しおり P 3)

山口県では、以下のとおり屋外広告物の種類及び定義を定めています。

なお、材質や形状等により種類が不明である場合は、県又は市町の屋外広告物担当窓口にご確認ください。(参照：しおり P 27)

屋外広告物の種類	屋 外 広 告 物 の 定 義 等
1 はり紙及びこれに類するもの	紙又はビニール製のもので、建物その他の工作物に表示するポスター及びビラ並びにこれらに類するもの
2 立 看 板	布及び木製又は金属製のもので、建物その他の工作物に立てかけるもの
3 広告幕及びこれに類するもの	布製のもので、建物その他の工作物を利用して懸垂する懸垂幕、道路を横断して空中に掲出する横断幕並びにこれらに類するもの
4 気 球 広 告	気球を利用し、空中に掲出して広告するもの並びにこれに類するもの
5 電柱若しくは街灯柱を利用する広告物又はこれを掲出する物件	電柱又は街灯柱に広告板を突き出して掲出するもの並びに巻き付け又は直塗りされたもの

6 1から5までに掲げるもの以外のはり札その他の広告物又は広告物を掲出する物件

(1) はり札	木製、金属製又は合成樹脂製のもので、建物その他の工作物に表示する広告物で、その外かく面積が0.1㎡以下のもの
(2) 広告板	建物その他工作物に取り付け、又は独立して建植し設置される広告物
(3) 広告塔	独立して設置される塔形又は立体的なもの並びにこれらに類するもの
(4) アーチ広告	道路を横断し、建植して空中にアーチ状に掲出される広告物並びにこれに類するもの
(5) 電飾、電光広告	電球又はネオン管を使用し、これらの光の点滅、明暗により文字又は形象を表現する装置のもの並びにこれらに類するもの
(6) 照明付広告	電球その他の光により広告物を照明する装置を伴うもの

【問1-3】屋外で配布するピラやチラシも屋外広告物となるか。

【答1-3】

人に手渡しする場合は、【答1-1】要件(1)を満たさないため、屋外広告物に該当しません。しかし、これらを電柱や塀などに貼り付けるなど定着して表示する場合は屋外広告物に該当します。

【問1-4】1日のうち、営業時間中のみ表示・掲出している場合でも、一定の期間継続して表示されるものとして屋外広告物となるか。

【答1-4】

1日のうち、数時間しか表示していない場合でも、同一場所での継続的な事業活動が認められ、その営業のために表示・掲出する場合は一定の期間継続して表示するものとして屋外広告物となります。

【問1-5】屋内の窓ガラスにシールなどを貼って屋外に向けて表示するものは屋外広告物となるか。

【答1-5】

シールなどが屋内側に貼られている場合は、【答1-1】要件(2)を満たさないため、屋外広告物に該当しません。単に屋内にあるのぼり旗等が屋外に見えている場合等も同様です。しかし、窓ガラスの外側に貼る場合は、屋外広告物に該当します。

【問1-6】建物が閉鎖的な中庭を有しており、中庭に向かって建物外に表示する広告物も屋外広告物となるか。

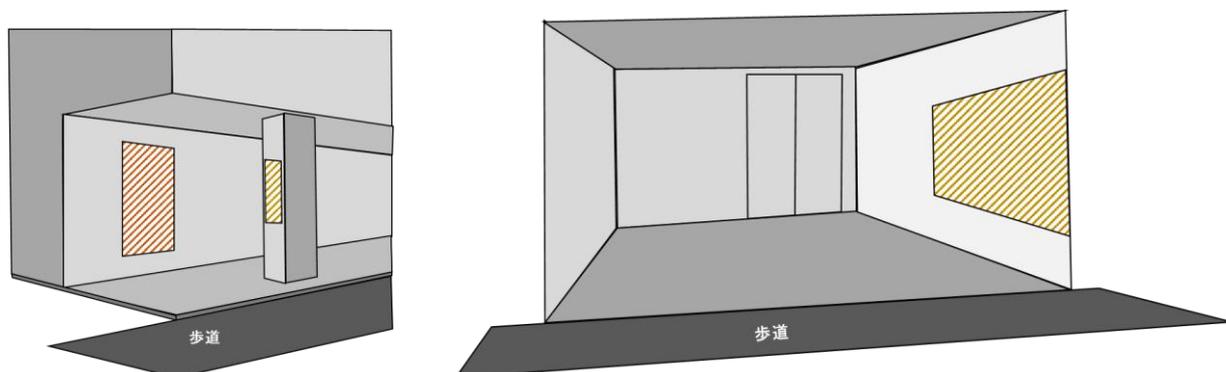
【答1-6】

当該中庭が建物の外壁等により車道や歩道などから分断されており、歩行者などの目に触れることなく表示されている場合は、屋外広告物には該当しません。

【問1-7】建築物の構造上、扉等を設けず、歩道等から直接建物内へ誘導する通路を有する場合、当該通路や柱に表示する広告物は屋外広告物となるか。

【答1-7】

個別に判断が必要となりますが、当該表示が建物利用者だけでなく、公衆に向けて表示されていると判断される場合は屋外広告物に該当します。



【問1-8】音楽や音声など、音による宣伝は屋外広告物となるか。

【答1-8】

音響による広告は、【答1-1】要件(4)を満たさないため、屋外広告物に該当しません。

【問1-9】建物などのライトアップやレーザー光線による照明は屋外広告物となるか。

【答1-9】

サーチライトやレーザー光線等による光や照明は、音による宣伝と同様に屋外広告物に該当しません。ただし、周辺の道路交通状況によっては、道路交通法等別の法律により禁止される場合があります。

なお、いわゆるプロジェクションマッピングのように固定された機器により建物の外壁等に投影され、一定の観念やイメージなどを表示する場合は、屋外広告物に該当します。

【問1-10】建物などの外側に写真や絵画を表示する場合、当該写真や絵画は屋外広告物となるか。

【答1-10】

写真や絵画は、表示する内容とこれを表示する広告主の事業との関係がない場合でも、一定の観念やイメージを伝達することを目的として公衆に表示されるものと解されるため、屋外広告物に該当します。

【問1-11】建物の壁面に着色されただけの模様や外壁の仕上げとしての模様は屋外広告物となるか。

【答1-11】

壁面のライン等の模様（色のみのシールを含む。）や一般的な外壁の仕上げ材で表わされるパターンは屋外広告物に該当しません。



< 2 屋外広告物の許可申請手続き >

【問2-1】屋外広告物を表示・設置する時は、どのようなものでも許可が必要なのか。

【答2-1】

全ての屋外広告物の表示・設置に許可申請が必要ということではありません。

屋外広告物の表示・設置できない場所（**禁止地域**）、物件（**禁止物件**）、表示・設置するのに許可が必要な場所（**許可地域**）がそれぞれ定められています。

詳しくは「しおり」及び「例規集」をご覧ください。

（禁止地域：しおりP4～P6、例規集P1第3条、P53～P61）

（禁止物件：しおりP4、P7、例規集P2第4条、P62）

（許可地域：しおりP4、P6、例規集P2第5条、P63～P64）

また、一部の広告物については基準を満たせば許可不要で表示・設置ができる場合があります。（適用除外：しおりP8）

適用除外広告物の種類
1 法令の規定により表示・掲出するもの
2 国又は地方公共団体が公共的目的をもって表示・掲出するもの
3 公職選挙法によるポスター、立札等又はこれらを掲出する物件
4 国及び地方公共団体以外の者が公共的目的をもって表示・掲出するもの
5 公益上必要な施設又は物件で知事が指定するものに寄贈者名等を表示・掲出するもの
6 管理用広告物
7 自家用広告物
8 講演会等の催物のため会場敷地内に表示・掲出するもの
9 一時的に表示・掲出するもの
10 移動広告物

【問2-2】季節的な風習や地域のお祭りなどの際の装飾にも許可が必要か。

【答2-2】

冠婚葬祭又は祭礼などのため、慣習上一時的に表示する装飾や案内については、許可は不要です。ただし、禁止物件には表示・設置できません。

なお、これらの装飾に企業名や商品名等を表示するときは、許可申請が必要となる場合があります。

【問2-3】禁止地域とされている「病院」とはどのようなものか。

【答2-3】

医療法に定める「病院（病床が20床以上の医療機関）」のことをいいます。

【問2-4】禁止地域及び許可地域のうち道路・鉄道区間に記載されている「道路（線路）に接続する家屋連たん10戸以上の区間」とはなにか。

【答2-4】

道路又は線路の両側に10戸以上の家屋が連たんして建築されている区間のことです。

広告物の表示・設置規制が一部緩和されます。連たんは当該地周辺が市街化されているかどうかを判断するため、以下に照らして判断します。

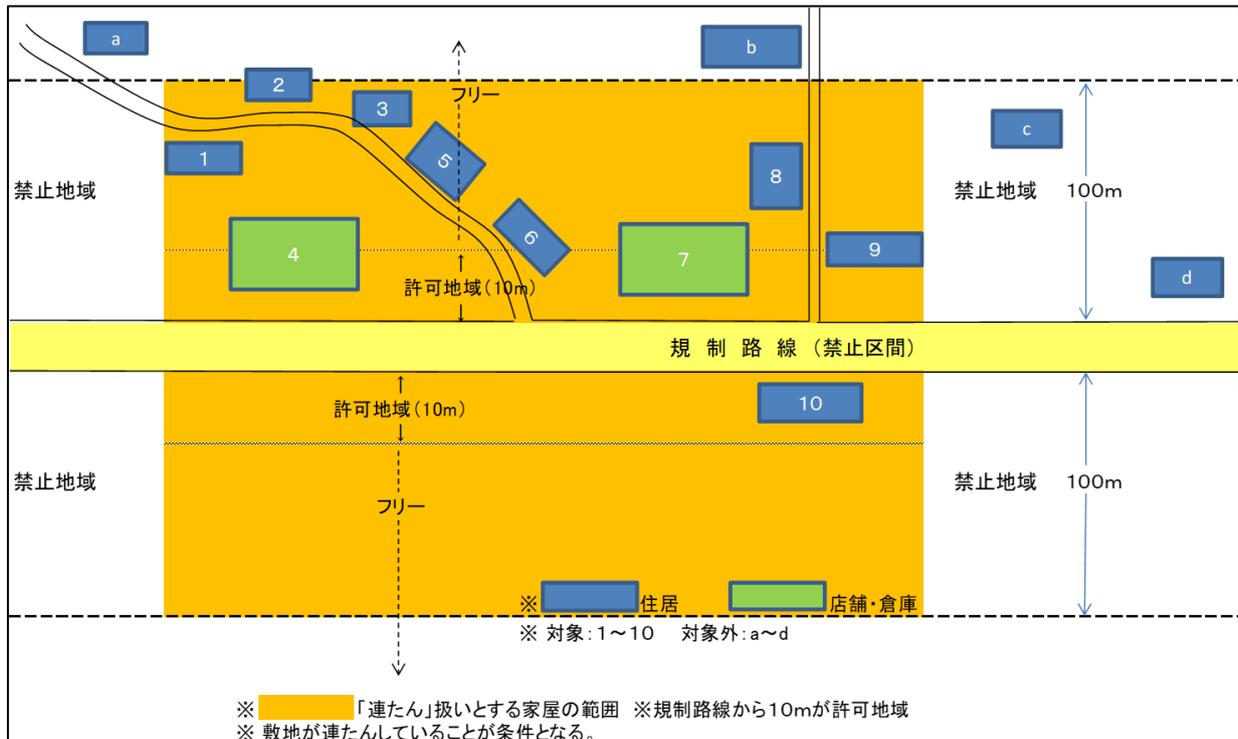
① 家屋とは必ずしも住居のみを対象とするものではなく、例えば倉庫のように他の建物と独立したものであると認められる場合には対象とする。

また、アパート等の集合住宅については部屋数や住戸数に関わらず、一つの家屋として扱う。

② 規制道路（線路）の機能を受ける家屋を対象とするため、道路から両側100m以内の家屋を戸数に算入する。

③ 各家屋等の敷地が連たんしていること。

（家屋連たんのイメージ図）



※100m内に公共物（道路や水路等）があっても、敷地の分断要因とはしない。

【問2-5】規制対象の道路・線路の区間から展望できる地域が規制対象地域となるが、当該道路・線路から直接目視できない広告物も規制対象となるのか。

【答2-5】

山や谷などの自然の立地条件により広告物の設置地域が展望できない場合は、その地域は規制対象外となります。

ただし、家屋が連たんしている場合等的人為的障害物により当該広告物自体は視認できないが、広告物の設置場所を含む一円の地域が展望できる場合は、その地域は規制対象となります。なお、トンネルに接続する地域については規制対象外となります。

【問2-6】国及び地方公共団体（以下「国等」という）以外の者が、国等が作成した広告物を表示・掲出する場合、内容を問わず、適用除外広告物としてよいか。

【答2-6】

国等以外の者が、公共的目的（社会一般の利益、福祉に役立つもの）をもって表示・掲出する場合、適用除外広告物として取り扱います。

この場合、山口県屋外広告物条例第6条第1項第4号に規定する適用除外基準に適合することが条件となりますが、当広告物が国等により作成されている場合は、共通基準に適合することのみで足りる。

また、国等が構成員となっている団体が作成するものなど、国等により作成されていると解すことが可能な広告物についても同様です。

【問2-7】公の施設の指定管理者が、屋外広告物を表示・掲出する場合、適用除外広告物としてよいか。

【答2-7】

指定管理業務を遂行する上で、公共的目的をもって表示・掲出する広告物については、条例第6条第1項第2号に該当するものとし、適用除外広告物として取り扱ってください。

【問2-8】公の施設の愛称の命名権者が、屋外広告物を表示・掲出する場合、適用除外広告物としてよいか。

【答2-8】

公共的目的をもって表示・掲出する広告物については、条例第6条第1項第4号に該当するものとし、適用除外広告物として取り扱ってください。

なお、愛称の命名権に関する協定書の定め等により、施設管理者の確認を経て表示等する場合は、当広告物が国等により作成されたものと解し、共通基準に適合することのみで足りる。（参照 【問2-6】）

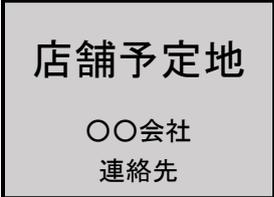
ただし、愛称に付随して表示する愛称命名権者の名称等が過大である等、デザインにより公共的目的が損なわれている場合は、当該条項の適用を受けません。

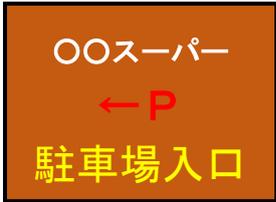
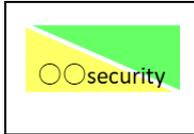
【問2-9】適用除外広告物のうち、管理用広告物とはどのようなものか。

【答2-9】

管理用広告物とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等をいいます。管理用広告物は許可不要で表示・設置できますが、あくまで管理用ですので、管理のための必要最低限の情報の表示である必要があります。禁止物件にも表示できます。

管理上必要な表示の文字の面積に対して、店名やロゴ等の面積が大きいものは、管理用広告物ではなく、自家用広告物として取り扱います。

管理用広告物の例示①	
管理表記＋社名 	管理用表示に対して、社名表示が同じ大きさもしくは小さいもの
店舗予定地 	関係者以外立入禁止 
駐車場利用時間 	※店舗の「営業時間」と記載しているものは対象とならない
利用上の注意書き 	注意書きが主で店舗の営業に関する記載のないもの

管理用広告物の例示②	
施設敷地内の誘導案内 	
社名表示が管理用表記と同じ大きさもしくは小さいもの。	工事現場等に掲げる注意書き 
	警備会社への加入を示すシール

【問2-10】EV 充電器に関する屋外広告物は適用除外となるのか。

【答2-10】

EV 充電器を設置する場所の企業が EV 充電に関する事業をしておらず、設置する広告物が駐車場の位置のみを示すことを目的としている場合は、管理用広告物として取り扱います。

なお、EV 充電事業を主とする企業が設置する場合は、自己の事業に関する内容の広告物となるため、自家用広告物として取り扱います。

【問2-11】適用除外広告物のうち、自家用広告物とはどのようなものか。

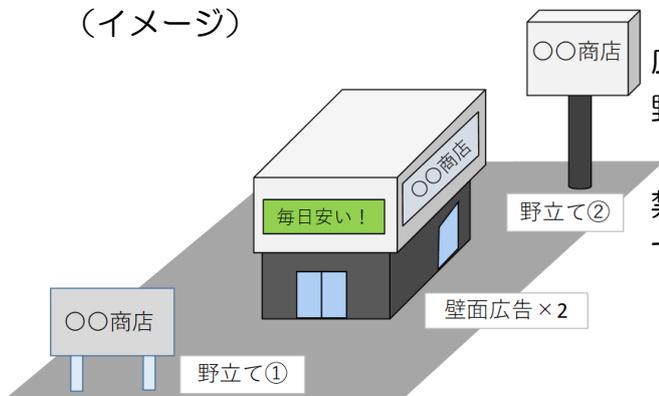
【答2-11】

自家用広告物とは、**自己の氏名、名称、店名又は商標、自己の事業や営業内容、取り扱う商品等**を表示するため、**自己の住所、事業所、営業所、作業場等**に表示する広告物をいいます。

自家用広告物は、**表示面積の合計が禁止地域内では5㎡以内、許可地域内では10㎡以内であれば、許可不要で表示・掲出できます。**なお、禁止物件には表示できません。

自家用広告物の例示	
<p>社名・店舗名、事業内容の表示</p> <p>取扱商品の表示</p>	<p>自社の営業に関わる表示</p>

(イメージ)



広告物の表示面積の合計＝
野立て①＋野立て②＋壁面広告×2 の合計

禁止地域 5㎡以下、許可地域 10㎡以下
であれば許可は不要

【問2-12】適用除外広告物のうち、一時的に表示・掲出する広告物とはどのようなものか。

【答2-12】

表示・設置期間が10日以内の広告物をいいます。基準を満たしている場合は許可不要で表示・掲出できます。ただし、禁止物件には表示できません。

なお、例えば週1日の店休日等には掲示しない広告物であっても、同一箇所での継続した営業を行う場合は、「一時的」とはみなしません。(参照【答1-4】)

【問2-13】適用除外広告物のうち、移動広告物とはどのようなものか。

【答2-13】

人、動物、車両若しくは船舶に表示・掲出する広告物をいいます。
バスや鉄道のラッピング車両、タクシー車両等の行灯、営業車両の社名表記などが該当します。

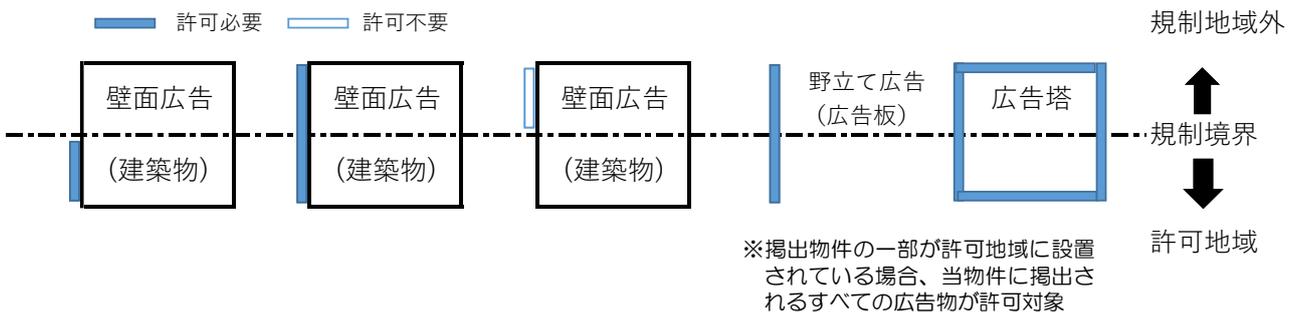
なお、複数の都道府県や市町を走行する車両の場合、各都道府県や市町によって適用される条例の内容・解釈が異なる場合がありますので、ご確認ください。

【問2-14】広告物が規制地域と規制のない地域にまたがって設置される場合、許可が必要か。

【答2-14】

広告物が規制地域と規制のない地域や許可地域と禁止地域にまたがって表示・設置される場合は、規制が強いほうの基準が優先されます。

(例：許可地域と規制のない地域にまたがっている場合)



【問2-15】表示内容が未定なため、広告板の表示面を白地や骨組みのまま設置したいが、許可が必要か。

【答2-15】

広告板や広告塔は、掲出物件に当たるため、表示面が白地の場合や骨組みのみの場合でも許可が必要です。集合看板の一部が白地の場合でも、白地部分を含めた全体については許可が必要です。

また、表示内容が決定した際には、変更許可が必要となります。



【問2-16】 工事現場のフェンスや足場に広告物を表示する場合、許可が必要か。

【答2-16】

工事現場のフェンスや足場に表示する広告物も、常時又は一定期間継続して屋外で公衆に表示されているため許可が必要です。

ただし、管理用広告物（参照【問2-9】）や他の法令の規定により表示するもの（建設業の許可標示、建築確認済証等）は許可不要です。

【問2-17】 ガソリンスタンドのキャノピーのように、柱のみで壁がない屋根部の下に広告物を表示する場合、許可が必要か。

【答2-17】

ガソリンスタンドのキャノピー、バス待合所、駐車場その他これらに類するもので屋根部の下に表示・掲出する広告物のうち、公衆に対して表示されているものは許可が必要です。

ただし、管理広告物、その施設の利用者のみを対象として表示されるもの、他の法令の規定により表示するもの（「セルフ」等の表示）は許可不要です。

【問2-18】 高速道路のサービスエリアやパーキングエリア内で営業している店舗の看板は許可が必要か。

【答2-18】（参照：しおりP6）

高速道路のサービスエリアやパーキングエリア内で営業する店舗の看板等についても許可が必要です。

ただし、表示面積の合計が5㎡以内の自家用広告物であれば、許可不要で表示・掲出できます。

【問2-19】 屋外広告物の許可申請はどのように行えばよいのか。

【答2-19】

許可の申請に当たっては、関係書類を添えて、該当市町の担当窓口へ提出してください。なお、提出前に、広告物の大きさや形状の概略、広告物の掲出予定場所、広告物の内容などについて事前にご相談ください。（※担当窓口は、しおりP27～28を参照）

また、申請に当たっては、所定の手数料がかかります。

<新規申請>

○屋外広告物許可申請書（各市町の所定様式）

○屋外広告物管理者設置届

○関係書類

・模写図：広告物の形状、寸法、色彩、意匠、構造、地上からの高さを示したもの

※ 工作物・建物等を利用する場合は、それらとの関係や構造を示したもの

- ※ 貼り紙等にあっては現物
- ・見取図：表示・設置の場所を示したもの

<変更・改造申請>

- 屋外広告物変更・改造許可申請書（各市町の所定様式）
- 屋外広告物安全点検報告書（当該申請書の提出前3か月以内に行われたもの）
- 関係書類
 - ・模写図：広告物の形状、寸法、色彩、意匠、構造、地上からの高さを示したもの
 - ※ 工作物・建物等を利用する場合は、それらとの関係や構造を示したもの
 - ※ 変更・改造の内容を明示したもの
 - ・安全点検実施者の資格を証する書類
 - ・広告物の点検写真

<（期間の）更新申請>

- 屋外広告物許可更新申請書（各市町の所定様式）
- 屋外広告物安全点検報告書（当該申請書の提出前3か月以内に行われたもの）
- 関係書類
 - ・模写図：広告物の形状、寸法、色彩、意匠、構造、地上からの高さを示したもの
 - ※ 工作物・建物等を利用する場合は、それらとの関係や構造を示したもの
 - ※ 変更・改造の内容を明示したもの
 - ・安全点検実施者の資格を証する書類
 - ・広告物の点検写真

【問2-20】新規申請や更新申請はいつまでに提出すればよいのか。

【答2-20】

<新規申請>、<変更・改造申請>

表示又は設置工事の**施工前**に許可申請を行い、許可書の交付を受ける必要がありますので、**事前に担当窓口までご相談ください。**

屋外広告物の許可基準のほか、法令により定められた届出や規制等について確認を行います。

<（期間の）更新申請>

許可期間満了日の**10日前**までに更新許可の申請を行う必要があります。

【問2-21】屋外広告物の表示・設置の際に、許可申請以外に必要な手続きがあるか。

【答2-21】

広告物の表示・設置場所や種類、大きさ・形状などにより、他法令の規定による許可や届出が必要になる場合があります。

これらに該当する場合は、屋外広告物の申請時に関係機関とも協議を行ってください。

(手続きの内容によっては、屋外広告物の許可申請書が必要になる場合があります。)

また、他者が所有・管理する土地や物件に広告物を表示・設置する場合は、必ず事前に土地や物件の所有者・管理者等の承諾を得てください。

主な他法令等による手続きと窓口

内容	申請等の手続き	担当窓口
道路上に設置するとき	道路占用許可申請	(国・県・市町等) 当該道路の道路管理者
工事等で道路を使用するとき	道路使用許可申請	所轄警察署
高さ4mを超える広告物を設置するとき	建築(工作物)確認申請	(宇部、山口、岩国、周南、長門、 山陽小野田市) 市町建築指導担当課
都市計画法上の防火地域内に設置するとき	看板等の防火措置	(上記以外の市町) 県土木建築事務所 又は指定確認検査機関
都市計画法上の地区計画区域内で届出対象となる行為	地区計画区域内における行為の届出	各市町都市計画担当課
都市計画法上の風致地区に設置するとき	風致地区内行為許可申請	
景観法上の景観計画区域内で届出対象となる行為	景観計画区域内行為届	各市町景観行政担当課
気球(アドバルーン)を設置するとき	水素ガスを充てんする気球の設置届	所轄消防署
ネオン管灯設備を設置するとき	ネオン管灯設備設置届	

【問2-22】許可申請書の申請者は誰か。

【答2-22】

申請者は、広告業者に表示・設置することを依頼した広告主、スポンサー、事業用地の運営者、貸看板等を設置する屋外広告業者になります。

【問2-23】フランチャイズ展開している店舗の看板で、店名や商品名は本部が管理しているが、その他の誘導案内や運営会社名の看板は地元の運営会社で管理している。
この場合、申請は一括して行う必要があるのか。それとも本部申請分と地元運営会社申請分とに分けて申請することが可能なのか。

【答2-23】

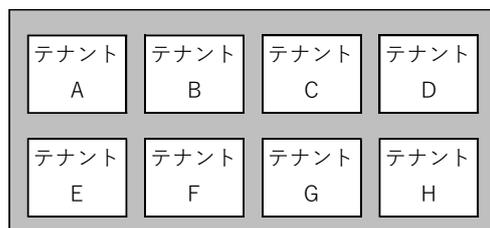
フランチャイズチェーンなど、看板の規格・デザイン等を本部会社が管理している等の理由により、当該店舗の運営会社が一括して行えない場合は、本部申請分及び地元運営会社申請分に分けて申請することは可能です。

ただし、自家用広告物の申請が必要な「禁止地域5㎡超、許可地域10㎡超」の判断は、両者の広告面積を含めた面積で計算します。

【問2-24】集合看板の許可申請は誰が行うのか。

【答2-24】

一つの広告板等に複数の企業名等を掲出する集合看板については、原則として代表者が一括して行ってください。代表者としては、テナントの代表企業や事業用地の管理者、集合看板の設置者などが考えられます。



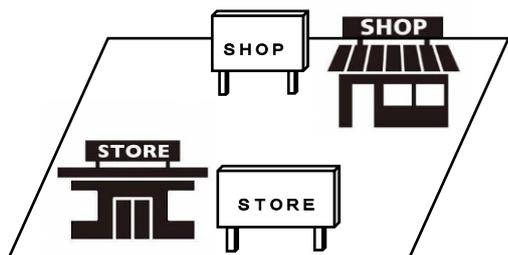
【問2-25】同一の敷地に複数の店舗が存在する場合の許可申請はどのようにすればよいか。

【答2-25】

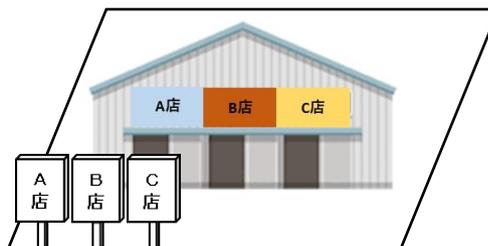
一つの敷地内に複数の建物がありそれぞれの建物が別店舗として利用されている場合や、長屋形式の店舗で各テナントの利用部分が壁で完全に分離された場合であれば、店舗・テナントごとに広告物の申請をしてください。

ただし、ショッピングセンターのように、各テナントが同一フロアを区分して利用している場合は、全体を一つの店舗として広告物の申請をしてください。

○同一敷地に複数の店舗



○長屋形式の店舗



○同一フロアを区分して利用する店舗



【問2-26】営業所・事業所等の店舗敷地から分断された敷地に自社の広告物を設置する場合、許可が必要か。

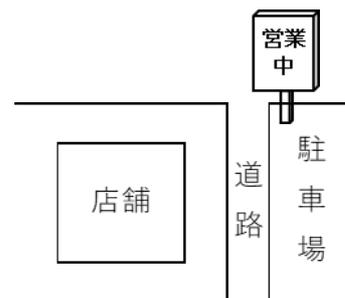
【答2-26】

営業所・事業所等の店舗敷地から分断された敷地に店舗名や営業に関する表示をする場合、当該敷地が営業店舗の一部として機能しているものであれば自家用告物と判断します。

したがって、店舗側との表示面積の合計が「禁止地域5㎡以内、許可地域10㎡以内」であれば許可は不要です。

例えば、道路を挟んで店舗と駐車場が分断されている場合、店舗の営業に関する表示などが該当します。

なお、駐車場への案内など管理用広告物は許可不要で表示できるものもあります。



【問2-27】許可不要の自家用広告物を表示・設置した後で一般広告物を追加した場合、一般広告物のみ許可を受ければよいか。

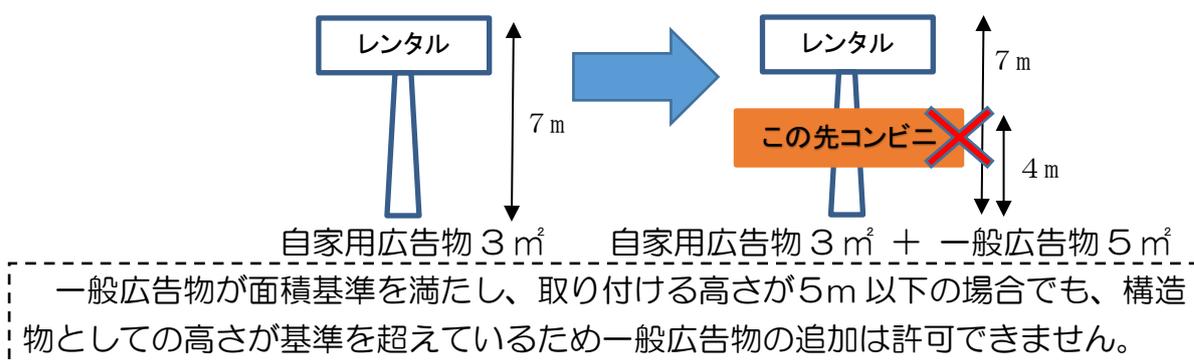
【答2-27】

自家用広告物（許可不要の場合）と一般広告物を同一の構造物に表示・設置する場合は、一般広告物のみ許可が必要です。

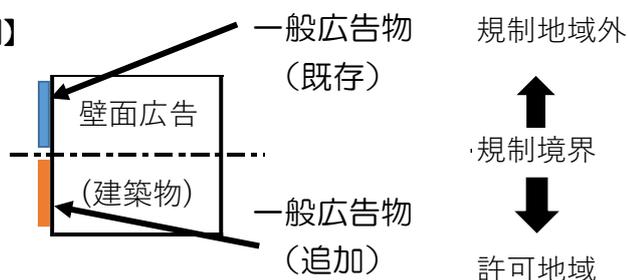
ただし、既存の広告物も含め、構造物全体が一般広告物の許可基準を満たしている必要があります。（許可の基準についてはP 15以降を参照）

これは、既存の広告物が自家用広告物の場合だけでなく、許可不要の一般広告物の場合でも同様です。

【野立て「市街地」の例】



【壁面広告「密着」の例】



追加する一般広告物が面積基準を満たしている場合でも、既存の一般広告物との合計面積が壁面の2分の1以内という基準が満たされないと一般広告物の追加は許可できません。

【問2-28】自家用広告物を表示等する店舗が閉店し、当該表示等を白塗りした場合、当該広告物は一般広告物となるのか。

【答2-28】

自家用広告物として取り扱ってください。

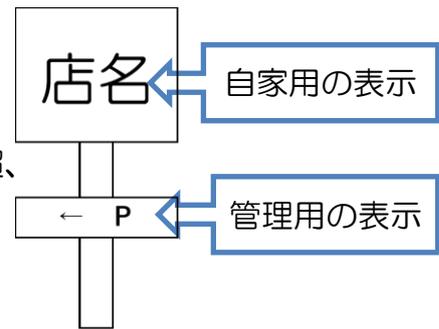
なお、白塗りをする際、表示の変更許可が必要です。（参照【答3-21】）

【問2-29】自家用広告物と管理用広告物が分離して設置されている場合はどの部分について許可が必要となるか。

【答2-29】

右図のように、自家用広告物の表示と管理用広告物の表示が分離している場合、自家用広告物については許可が必要です。（当該店舗の広告物の総面積が禁止地域5㎡超、許可地域10㎡超の場合 参照【答2-11】）

なお、「店名」の表示面積によっては、管理用広告物とみなせる場合があります。（参照【答2-9】）



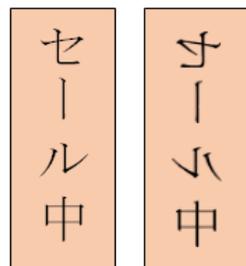
【問2-30】のぼり旗（広告幕及びこれに類するもの）の面積の算定はどのように行うのか。

【答2-30】

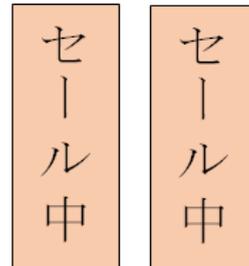
のぼり旗には、広告物が片面のみに表示されていると解されるもの（以下、「片面のぼり」という。）と両面に表示されていると解されるもの（以下、「両面のぼり」という。）があります。

面積の算定に当たっては、片面の面積を基準とし、広告物が表示されていると解される面の数に従い、行ってください（片面のぼりは片面の面積を、両面のぼりは片面の2倍の面積を算入してください）。

（片面のぼりの例）



（両面のぼりの例）



【問2-31】屋外広告物の変更・改造許可申請は、どのような場合に必要となるのか。

【答2-31】

山口県屋外広告物条例施行規則第5条に定められている軽微な変更以外の変更を行う場合になります。

○規則第5条（軽微な変更）

- （1）屋外広告物又は広告物を掲出する物件の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法を変更することなく修理し、補強し、又は塗り替える場合
- （2）広告物を掲出する物件に当該許可の期間内に同一業務に関する広告物を定期的に取り替えて表示する場合

【問2-32】 デジタルサイネージ広告で、複数の広告を表示している場合、そのうちの数枚を短期間で更新する（スポット広告など）場合も変更許可が必要か。

【答2-32】

更新する広告の表示期間が10日以内であれば変更許可は必要ありません。

ただし、当該広告物の隅に表示年月日を必ず掲示するようにしてください。

なお、許可申請の際には、当該表示に係る番組表（広告主ごとの枚数・数量・内容を明記したもの）を添付してください。

【問2-33】 既存の看板の形状、面積、色彩を変更せずに、文字の表示内容のみを変更する（例えば、商品名を書き換える）場合、変更許可が必要か。

【答2-33】

広告の内容を変更する場合は、軽微な変更には該当しませんので、変更許可が必要になります。（参照【答2-31】）

【問2-34】 既存の広告物に新たに照明器具を取り付ける場合、変更許可が必要か。

【答2-34】

既に許可を受けて設置している広告物に新たに照明を取り付ける場合は、広告物の改造に該当するため変更等の許可が必要です。（参照【答3-12】）

【問2-35】 「まちかど掲示板」のような掲示板に掲示している広告物を張り替える場合でも、その都度変更許可が必要か。

【答2-35】

自治会の地域活動のお知らせなど逐次表示する場合の変更許可は不要です。

なお、掲示板については、当初設置する際に当該掲示板としての許可が必要です。

（参照【答2-31】）

【問2-36】 ガソリンの価格表示を変更する場合、許可が必要か。

【答2-36】

同一業務に関する広告物を取り替えて表示する「軽微な変更」に該当するため不要です。

< 3 屋外広告物の許可基準及び手数料 >

【問3-1】屋外広告物の許可基準はどうなっているのか。

【答3-1】(参照：しおりP19~P20)

自家用広告物とそれ以外の一般広告物それぞれに下記の基準を設けています。
 共通基準及び種別基準のいずれにも適合する必要があります。

I 共通基準

自家用広告物に係る許可基準	一般広告物に係る許可基準
1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。 3 危害防止上次の事項に該当するものであること。 (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。 (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。	1 都市美を維持するため、その都市の環境に調和するものであること。 2 自然美に融和し、周囲の景観をそこなわないものであること。 3 美観風致上次の事項に該当するものであること。 (1) 地色は、原則として赤色、黄色及び黒色を使用していないこと。 (2) 原則として蛍光塗料及び金銀色塗料を使用していないこと。 (3) 赤色系の色の使用は、最小限度であること。 (4) 原則として中間色を使用することにより、諧調を整えていること。 (5) 裏面及び側面は、原則としてペイント塗料、合成樹脂塗料等により塗装されていること。 4 危害防止上次の事項に該当するものであること。 (1) 容易に破損し、又は腐朽しない構造であること。 (2) 容易に倒壊し、又は落下しないよう堅固に設置するものであること。 (3) 道路交通の安全を阻害する位置に設置しないものであること。

II 屋外広告物の種別ごとの許可基準

広告物の種別等		自家用広告物に係る許可基準	一般広告物に係る許可基準	
野立て	高架下	面積	30㎡以下	
		高さ	5m以下	
		その他	原則として道路等と平行に表示	
	高速・新幹線	面積	面積：基準なし 高さ：15m以下	50㎡以下
		高さ		広告塔：30m以下 広告板：10m以下 市街地：5m以下
		その他		相互距離100m以上(10戸連たん地区除く) 原則として道路等と平行に表示
	一般道路等	面積	面積：基準なし 高さ：15m以下	30㎡以下
		高さ		金属：15m以下 木製：10m以下 市街地：5m以下
		その他		相互距離100m以上(10戸連たん地区除く) 原則として道路等と平行に表示
建築物利用	屋上	面積	基準なし	
		高さ	地上から物件の上端までが46m以下	
		その他	建築物の壁面から突き出さない	
	壁面・屋根 (密着するもの)	面積	基準なし	壁面等の1/2以下かつ20㎡以下
		高さ	基準なし	基準なし
		その他	壁面等の端から突き出さない	壁面等の端から突き出さない
	壁面 (密着しないもの)	面積	基準なし	20㎡以下
		高さ	歩道上：地上から広告物の下端までが2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：地上から広告物の下端までが2.5m以上 車道等：同4.5m以上
		その他	突出し幅：壁面から1.5m以下	突出し幅：壁面から1.5m以下

広告物の種別等		自家用広告物に係る許可基準		一般広告物に係る許可基準	
塀・垣	面積	基準なし	へい等の1/2以下かつ20㎡以下		
	高さ		基準なし		
	その他		基準なし		
貼り紙	面積	基準なし	原則1㎡未満		
	高さ		基準なし		
	その他		同一内容のものは1か所につき2枚以下		
立看板	面積	基準なし	縦2m以下、横1m以下		
	高さ	脚部0.5m以下	脚部0.5m以下		
	その他	定着物に3か所以上を結着 表示面は垂直	定着物に3か所以上を結着 表示面は垂直		
広告幕等	横断幕等	面積	基準なし	幅1.5m以下、長さ15m以下	
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	
		その他	基準なし	基準なし	
	広告旗等	面積	基準なし	縦5m以下、横1m以下	
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	
		その他	基準なし	基準なし	
電柱等	共通		電柱等1本につき、突出し広告1個及び巻付け広告又は直塗り広告のいずれか1個 支柱類には設置しないこと		
	突出し	面積	縦1.2m以下、横0.5m以下		
		高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上		
		その他	原則として道路の中心線に対し反対の方向かつ中心線に直角に向けること		
	巻付け及び直塗り	面積	長さ1.8m以下		
		高さ	広告物の下端が地上から1.2m以上		
その他		基準なし			
消火栓	面積	縦0.4m以下、横0.8m以下			
	高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上			
	その他	設置する数は1本につき1個、取付位置は標識版の下部、取付方向は標識板と同一			
アーチ等	面積	基準なし	30㎡以下		
	高さ	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上	歩道上：広告物の下端が地上から2.5m以上 車道等：同4.5m以上		
	その他	文字等は骨組みからはみださない	文字等は骨組みからはみださない		

※電柱等広告、消火栓広告は自家用広告物、一般広告物ともに共通の基準

※自家用広告物については、禁止地域：5㎡以下、許可地域：10㎡以下のものは許可不要(適用除外)

【問3-2】許可を受けるための手数料はいくらか。

【答3-2】

貼り札・立看板・広告幕は枚数に応じて、気球広告及び電柱・街灯柱を利用するものは設置個数に応じて、それ以外の広告物は表示する面積に応じて手数料が変わります。

詳しくは市町の屋外広告物担当窓口にご確認ください。(しおりP22、27～28)

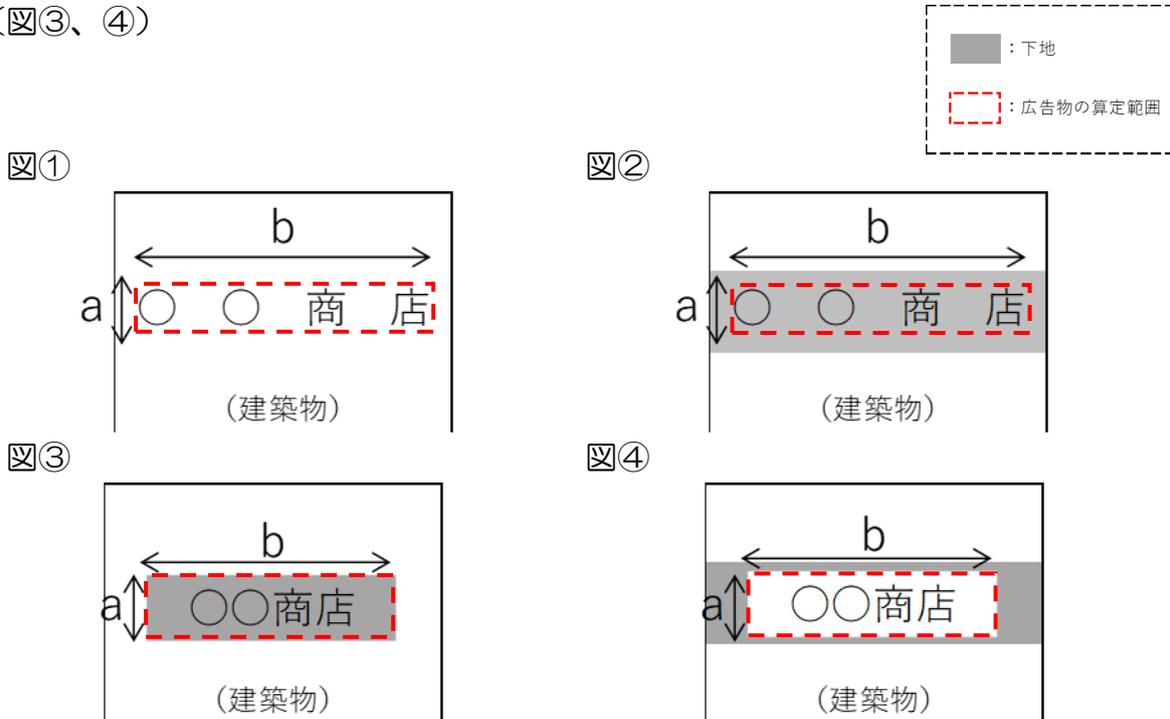
【問3-3】壁面等に広告物を直接塗装している場合の表示面積はどのように算定するのか。

【答3-3】

壁面などに直接塗装している広告物については、文字間を含んだ文字全体を面積として算定します。(図①、②)

なお、下地の色や材質がその他の壁面と異なる場合は、下地部分を含めて算定します。

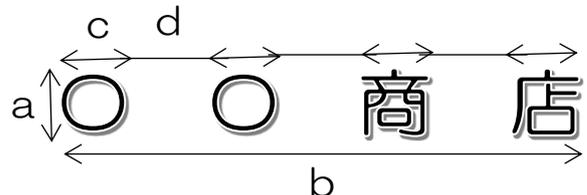
(図③、④)



【問3-4】建物の壁面などに文字を切り抜いて表示（立体文字を貼付）したり、一文字ごとに板面に表示する壁面広告物の面積の算定はどのように行うのか。

【答3-4】

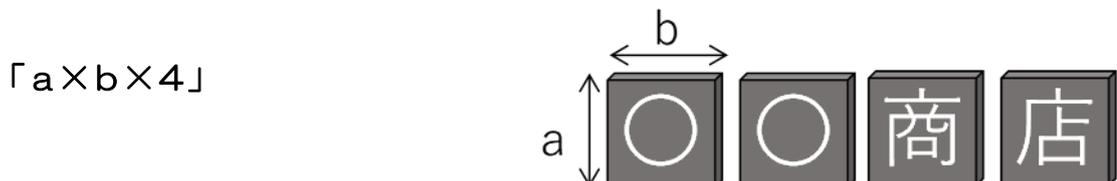
(1) 文字の形に切り抜いている広告物は、原則として文字間を含んだ文字全体を面積として算定しますが、文字等の幅が文字の間隔よりも狭い場合は、一文字の面積の合計で算定しても可とします。



原則：「 $a \times b$ 」

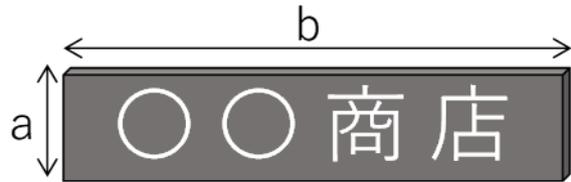
文字等の幅(c) < 文字の間隔(d)の場合：「 $a \times c \times 4$ 」も可

(2) 板状のものに一文字ずつ表示されているものは、板状の面積を合計します。



(3) 板状のものに表示されているものは板状の面積です。

「 $a \times b$ 」



【問3-5】 答3-3及び答3-4で示された各広告物について、許可地域と規制のない地域にまたがって表示等される場合、許可が必要か。

【答3-5】

「 $a \times b$ 」で示される広告物が一部でも許可地域に表示等される場合は、許可対象になります。

※答3-4(2)については各板状のものについて(一文字ずつ)、個別に判断します。

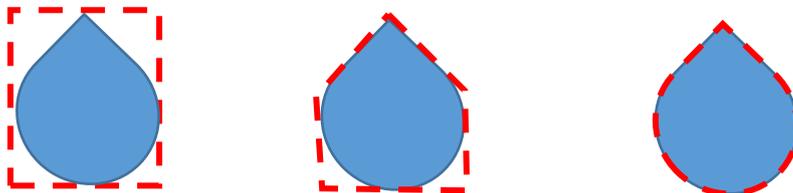
【問3-6】 会社のロゴマークや社章などの面積の算定はどのように行うのか。

【答3-6】

ロゴなどの形が複雑で面積の算出が困難な場合は、外接する四角形又は多角形面積を基本としますが、より厳密な面積計算式が示せる場合は当該面積で算定します。

(面積の算定方法の例)

いずれの場合においても、計算に用いた幅・長さ等の根拠資料が必要になります。



【問3-7】 立体造形物の面積の算定はどのように行うのか。

【答3-7】

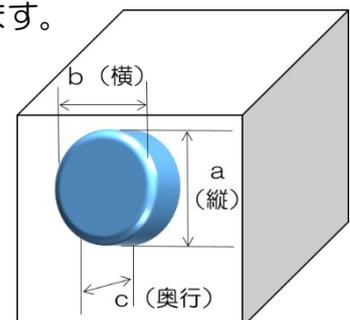
個別に判断が必要ですが、立体的な広告物の面積は、目視できる部分の面積の合計となります。

基本的には、近似的な六面体として捉え、目視できる面の面積を算定します。

右図の例では、上面及び背面を除く4面により面積を算定します。

(面積の算定方法の例)

「 $(a \times b) + (a \times c) \times 2 + (b \times c)$ 」



【問3-8】建物などの壁面に貼り付けている切り抜き文字や照明器具を内蔵した野立広告板の厚みなども立体的な広告物として出幅や奥行きを面積に算入するのか。

【問3-8】

壁面に貼付した切り抜き文字や厚みのある野立広告板の出幅や奥行きは面積計算には含めません。

【問3-9】野立て広告の面積基準30㎡以内とは片面の面積か。それとも表裏両面の合計面積か。

【答3-9】

表裏両面に広告表示がある場合は、両面の合計面積です。

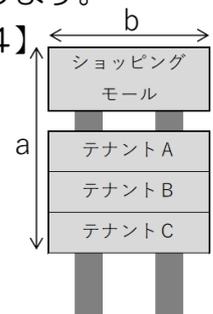
【問3-10】集合看板の面積の算定はどのように行うのか。

【答3-10】

野立の集合看板の面積は、原則として空間部分の面積も含めた面積となります。

また、同様の形式で壁面を利用して貼付する場合の算定方法は【答3-4】を、申請者については【答2-24】を参照してください。

$$\text{面積} = a \times b$$



なお、集合看板内に適用除外広告物が含まれている場合の算定は、

- ① 適用除外広告物を含めて、集合看板としての面積を算出
 - ② ①の面積から適用除外広告物の面積を除く
- となります。

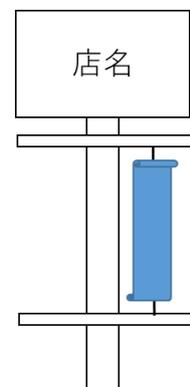
【問3-11】野立て広告に懸垂幕を取り付けた場合、面積の算定は野立て広告と懸垂幕それぞれの基準に応じて算定されるのか。

【答3-11】

掲出物件としては野立て広告物と一体とみなし、幕部分も野立て広告物の基準（30㎡以内）の範囲内として算定します。

また、許可期間も野立て広告物の許可期間とします。

なお、手数料は、懸垂幕の枚数ではなく、当該野立て広告と懸垂幕の合計面積によって算定します。

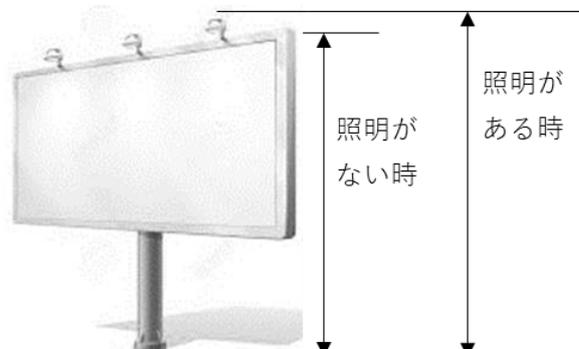


【問3-12】照明器具を取り付けた広告物の高さについては、広告物のみの高さか、それとも照明器具も含んだ高さか。

【答3-12】

広告物の高さは、広告物に取り付けられた照明器具（広告物以外のものを照らすために取り付けられた照明器具を含む。）も高さを含めます。

（参照【問2-34】）



【問3-13】キャスター付きのスタンド看板や据え置き型の看板は広告物の許可基準に類型化されていないが、どのような基準で許可されるのか。

【答3-13】

店頭等に設置している据え置き型の看板については、立看板に準じて取り扱います。ただし、当該看板は自立式であること、また、立看板と異なり中長期的な掲示を目的とすることが多いため、立看板における結着方法は適用せず、また、許可期間については、野立て広告の期間と同様、3年間とします。

なお、特にキャスター付きのスタンド看板については、設置時に確実に水平面を確保するとともに、強風等による事故を防止するため、歩道等から可能な限り距離をとって設置するようにしてください。



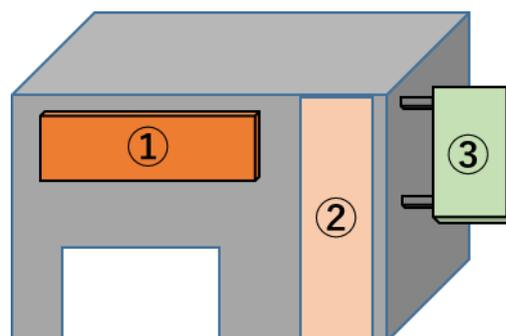
【問3-14】壁面広告の密着するものと密着しないものとの違いは何か。

【答3-14】

壁面に直接塗布又は貼付することで表示する広告物や、広告物を金属等の耐久性のある材料で周囲を固定して掲出する広告物を「密着するもの」、壁面に設置する広告物で、壁面から突き出して設置するものを「密着しないもの」としています。

（例示）

- ① 広告板に掲出した広告物・・・密着
- ② 壁面に直接塗布・貼付した広告物・・・密着
- ③ 壁面から突き出した広告物・・・密着しない



【問3-15】ひとつの壁面の考え方は。

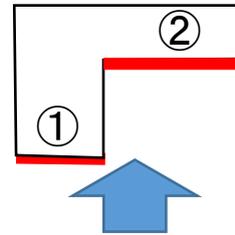
【答3-15】

掲出する広告物に対向した場合の建築物の壁面を1面として取り扱います。

(一壁面の考え方)

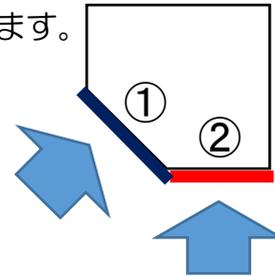
右図の場合、①+②が一壁面となります。

(上から見た図)



右図の場合、①が一壁面、②も一壁面となります。

(上から見た図)



【問3-16】屋上広告物の許可基準にある建築物の高さとは、広告物を設置する屋上床面までの高さでよいか。

【答3-16】

建築物の高さは、地面からパラペットや外壁・塔屋の天端またはその他これに代わるものまでの高さをいい、原則として地上から広告物を設置する建物の最高部を結んだ垂線の長さになります。

なお、広告物の高さは、地上から広告物の上端を結んだ垂線の長さになりますが、地面に高低があり、垂線が一つでない場合は、最も長い垂線の長さになります。

【問3-17】建築物の塔屋の壁面に設置している広告板は、屋上広告物ではなく、壁面
広告物でよいか。

【答3-17】

そのとおりです。

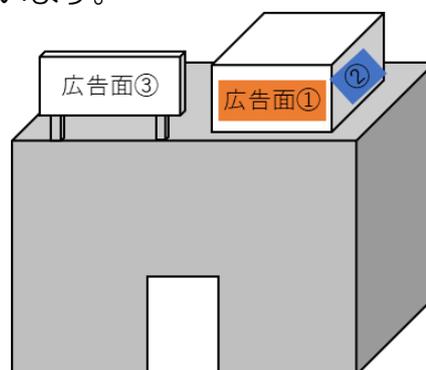
なお、許可基準に係る壁面の面積は、塔屋と塔屋以外の部分の外壁が対向したときに同一面で連続している場合は、全てを一壁面として取り扱います。

(例示)

広告面①：壁面（密着）広告物

広告面②：壁面（密着）広告物

広告物③：屋上広告物



【問3-18】手数料の算定はどのように行うのか。

【答3-18】

広告物の種類により以下のとおりとなります。

○野立て広告、広告塔、立看板等

広告物を表示する板面全体の面積の合計（裏表、四面）により算定します。

※原則、看板を支える部分（支柱、基礎等）は算入しない。

○集合看板の場合

集合看板の面積は、原則として空間部分の面積も含めた面積で手数料を算定します。

（参照【答3-10】）

○壁面広告（密着するもの）、塀・垣広告

壁面に塗布あるいは接着する板面又は文字の面積により算定します。複数の壁面広告を表示・掲出する場合は、当該広告物の合計面積により算定します。

※複数の壁面に表示した場合

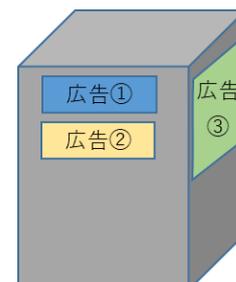
同一建物の複数の壁面に広告物を表示・掲出する場合は、一壁面ごとに広告物の面積と手数料の算定を行い、合算します。

（複数壁面の面積と手数料の算定方法例）

（（広告①+広告②）の面積・手数料）

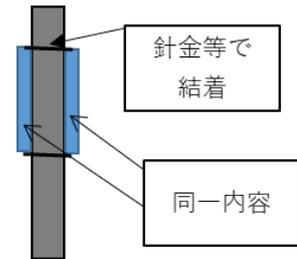
+ 広告③の面積・手数料

※突出し広告などの壁面広告（密着しないもの）は、個別に算定します。



（電柱等への巻付け広告）

電柱・街灯柱を利用する巻付け広告で、裏表の表示内容が同一の広告物は一個の広告物とみなして手数料を算定します。



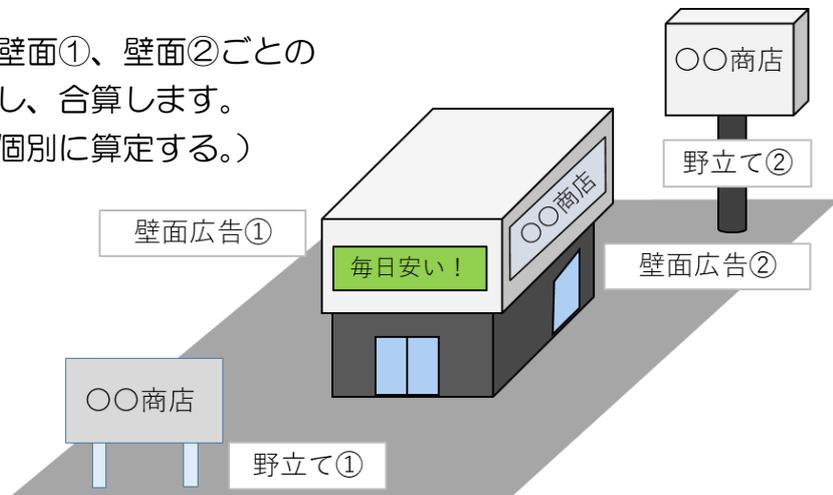
【問3-19】同一敷地内に複数種類の広告物がある場合の手数料の算定はどのように行うのか。

【答3-19】

同一敷地内に複数種類の広告物がある場合は、広告物の種類ごとに審査を行うため、個別の広告物ごとに表示面積と手数料を算定し、合算した額となります。

右図の場合

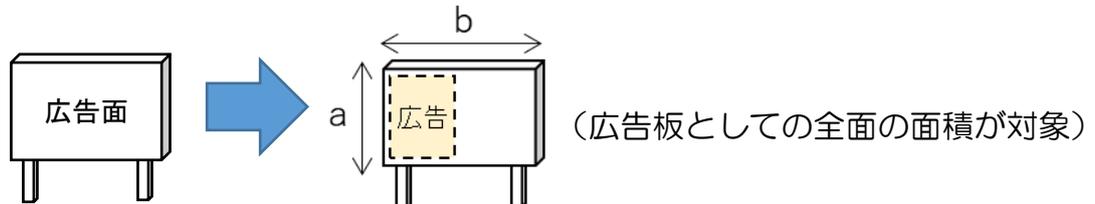
野立て①、野立て②、壁面①、壁面②ごとの表示面積で手数料を算定し、合算します。
（壁面広告は2壁面のため個別に算定する。）



【問3-20】野立て広告や屋上広告物で、広告物が板面全体ではなく、一部に表示されている場合の手数料の算定はどのように行うのか。

【答3-20】

本県の屋外広告物条例では、広告物そのものに加え、「広告物を掲出する物件」についても許可申請の対象としているため、実際の表示の状況に関わらず、設置された「広告物を掲出する物件」の全面の面積による手数料となります。



【問3-21】野立て広告や屋上広告物で、白地となった場合の手数料の算定はどのように行うのか。

【答3-21】

貸看板やテナントの撤退により一時的に白地となった野立て広告物・屋上広告物を存置する場合の手数料は、それぞれ最も小さい面の面積により手数料を算定します。

○野立て広告の場合

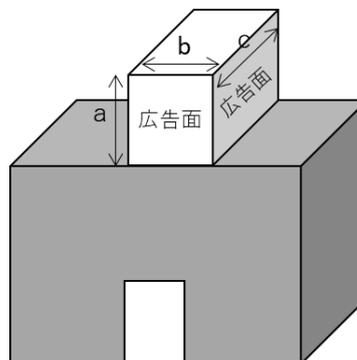
片面のみの面積により算定します。

なお、骨組みのみの場合は、広告板となる面積の算定が困難なため、1㎡未満のものとして取り扱います。



○屋上広告物の場合

$(a \times b) < (a \times c)$ のため、 $a \times b$ の面積により算定します。



(参照【答2-15】)

< 4 屋外広告物の点検・管理 >

【問4-1】点検が必要な屋外広告物の範囲は。

【答4-1】

点検は、許可申請の必要性に関わらず、全ての屋外広告物が対象となります。

ただし、貼り紙類等（※）及び、許可申請が必要な広告物で、新規申請の時点で未施工の広告物は除きます。

屋外広告物の定義については、【答1-1】をご参照ください。

※貼り紙類等：貼り紙及びこれに類するもの、立看板、広告幕及びこれに類するもの、気球広告、貼り札、電柱又は街灯柱を利用する広告物（巻付け広告、直塗り広告に限る。）並びに壁面等に描かれたもの

【問4-2】点検は誰が行うのか。

【答4-2】（参照：しおりP11）

広告物の表示・設置に際して許可申請が必要な広告物と不要な広告物で異なります。

< 許可申請が必要な広告物 >

「専門知識を有する者」による点検が必要となります。

※「専門知識を有する者」とは 以下のとおりです。

- ①屋外広告士
- ②建築士（1級・2級）
- ③特定建築物調査員
- ④（一社）日本屋外広告業団体連合会及び（公社）日本サイン協会が実施する点検技能講習修了者

< 許可申請が不要な広告物 >

資格等は特に必要ありません。

広告物の表示者、広告物を掲出する物件の設置者又はこれらの管理者いずれかの者により点検してください。

ただし、明らかに腐食等が認められる場合は、専門知識を有する事業者等に点検を依頼してください。

【問4-3】点検はどのように行えばよいのか。

【答4-3】

点検では、「屋外広告物安全点検報告書」に記載の点検点検箇所及び点検項目ごとに異状の有無を確認する必要があります。

方法は、目視による点検でもかまいませんが、この場合は、立入可能な場所からできる限り対象物に近づき、実効性のある点検を行ってください。ただし、目視点検で安全性の判断ができない箇所は、触診・打診など、より詳細な点検を行ってください。

【問4-4】点検はいつ行えばよいのか。

【答4-4】

＜許可申請が必要な広告物＞

屋外広告物許可申請書、屋外広告物許可更新申請書及び屋外広告物変更・改造許可申請書を提出する日の前3月以内に行ってください。

＜許可申請が不要な広告物＞

おおむね3年ごとに行ってください。

ただし、別の法令等により、点検すべき項目や時期が示されているもの（構造物等に付随するもの）については、当該法令等に基づく点検を行うことで差し支えありません。

【問4-5】点検を行った後は、全て行政庁に報告書を提出しないといけないのか。

【答4-5】

許可申請が不要な広告物については、行政庁へ報告書を提出する必要はありません。点検者や点検を依頼した広告主等において、「屋外広告物安全点検報告書」を作成し、適切に保存しておいてください。

許可申請が必要な広告物については、申請時に「屋外広告物安全点検報告書」及び「点検写真」を申請書類に添付してください。

【問4-6】複数の屋外広告物の許可申請をする場合、屋外広告物点検報告書を1枚にすることは可能か。

【答4-6】

どの広告物の報告書が明白になるよう、原則として、広告物ごとに提出してください。

【問4-7】管理者とは何のために設置するのか。

【答4-7】

管理者は日常的な広告物の管理や事故時の連絡窓口としての役割を担うこととなります。県条例第13条では、日常的な管理義務について規定しており、その責任者を明確にするため、令和2年10月以降は管理者が必置となりました。

【問4-8】管理者には誰になるのか。また、資格等が必要なのか。

【答4-8】

管理者には、広告業者に表示・設置することを依頼した広告主、スポンサー、事業用地の運営者や貸看板等を設置する屋外広告業者等、日常的に広告物を管理できる者が適当です。

管理者になるための資格等は不要ですが、屋外広告物の法令や施工の知識のある者が望ましいです。

【問4-9】管理者と点検者は同一人でないといけないのか。

【答4-9】

管理者と点検者が同一人である必要はありません。

管理者は日常における広告物の異常の発見を担うこととなりますが、点検者は広告物の安全点検の実施と、それに伴う「屋外広告物安全点検報告書」を作成する業務を担うこととなります。

< 5 屋外広告業の登録 >

【問5-1】屋外広告業の登録とは何か。

【答5-1】（しおりP24）

屋外広告業とは、屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置を行う営業をいいます。

山口県の区域内（下関市を除く）で屋外広告業を営もうとする個人又は法人は、山口県知事の登録を受ける必要があります。

広告主から、屋外広告物の表示や掲出物件の設置に関する工事を業として請け負う場合は、元請・下請を問わず、また、本業でなくても登録を受ける必要があります。

ただし、広告物の表示等の工事を請け負わない印刷業や広告代理業等は該当しません。

【問5-2】屋外広告業の登録手続きはどのようにすればよいか。

【答5-2】（しおりP24）

登録の申請に当たっては、申請書に関係書類を添えて、該当土木建築事務所の担当窓口へ提出してください。（窓口については、しおりP28を参照）

なお、登録は5年間の有期登録となりますので、引き続き業務を行うには5年ごとに更新登録が必要になります。

< 提出書類 >

○屋外広告業登録・更新登録申請書（県の所定様式）※所定の県収入証紙を貼付

○関係書類

・誓約書

・（個人事業主の場合）登録申請者の住民票の写し及び略歴書

登録申請者が未成年の場合は法定代理人の住民票の写し及び略歴書

・（法人の場合）履歴事項全部証明書及び役員の住民票の写し及び略歴書

・営業所ごとの業務主任者の資格を証する書面及び当該者の住民票

※下関市で営業を行う場合は、別途下関市にも登録が必要になります。

【問5-3】業務主任者の資格とは何か。また、どのようにすれば取得できるのか。

【答5-3】（しおりP25）

業務主任者となるには以下の資格の取得や特定の講習会の受講が必要となります。

- ・屋外広告士
- ・都道府県や市町が行う屋外広告物講習会の修了者
- ・職業能力開発促進法に基づく広告美術科または広告美術仕上げ科の課程修了者
- ・広告美術科に係る同法の職業訓練指導員の免許取得者
- ・広告美術仕上げに係る同法の技能検定合格者

これらの資格等は、それぞれ専門の試験等が必要になる場合がありますので、詳しくはそれぞれの所管団体等へお問い合わせください。

屋外広告士：(一社)日本屋外広告業団体連合会または(公社)日本サイン協会
屋外広告物講習会：お住いの都道府県または市町村の屋外広告物行政担当課
広告美術仕上げ等に関すること：お住いの都道府県の職業能力開発協会または職業能力開発センター

なお、屋外広告物の点検に係る「点検技能講習修了者」は含まれませんのでご注意ください。

【問5-4】業務主任者とは何をするのか。

【答5-4】

業務主任者は、屋外広告物に係る法令の規定の順守その他業務の適正な実施を確保するため必要な業務を行います。